

総合口座

平成24年8月13日現在

商品名	・総合口座
販売対象	・満20才以上の個人の方
しくみ	<ul style="list-style-type: none"> ・普通預金（決済用普通預金を含みます）に定期預金、定期積金を担保預金として組み入れます。 ・普通預金の残高が不足した場合、不足額については定期預金、定期積金を担保に自動的に借入れができます。また、ご返済は、普通預金へご入金いただければ自動的にご返済いただけます。
担保の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金（自動継続扱いのもの） 期日指定定期預金、大口定期預金、スーパー定期預金、変動金利定期預金 ・定期積金
自動借入限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・定期預金：預金合計額の90%かつ500万円以内 ・定期積金：掛込済み合計額の90%かつ500万円以内 <p>（注）定期預金と定期積金を担保にお借入れの場合であっても限度額は500万円となります。</p>
お借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ・お利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に1年を365日とする日割計算のうえ、普通預金から自動引き落としさせていただきます。 ・定期預金：担保定期預金の約定利率+0.5% 期日指定定期預金は「2年以上」の利率 ・定期積金：担保定期積金の約定利率+1.0% <p>（注）定期預金、定期積金があるときは、お借入利率の低いものから順次担保となります。お借入利率が同一の場合は、定期預金、定期積金の順に担保とし、数口ある時はお預け入れ日の早い順に担保とします。</p>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードのご利用にあたっては、カード規定に定める手数料を徴求させていただくことがあります。（詳しくは「各種手数料のご案内」をご覧ください。）
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭が表示金利でご確認いただくか、窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客さま相談室（9時～17時、電話：0120-549-274）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 滋賀弁護士会（電話：077-522-2013）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受け取りができます。 ・預金保険制度の付保対象商品です。定期預金（積立・財形貯蓄商品含む）、定期積金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、納税準備預金を合算し当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金を合計して元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・総合口座の定期預金等は、当座貸越（未収利息を含む）が発生している場合、上記付保対象商品の選別にあたって、優先順位が非担保預金よりも後順位となります。 ・決済用普通預金への切替えができます。 ・預金保険制度に関する詳しい内容については、別途資料をお渡しいたします。